

## 令和8年度 自由研削用といしの取替え業務に係る特別教育開催のご案内

### 建設業労働災害防止協会岩手県支部

建設業の現場においては、比較的安易に使用できる自由研削といし（グラインダ）が、材料の加工、切断に日常幅広く使用されております。

労働安全衛生法第59条第3項、同法規則第36条第1号及び労働省告示第92号第2条(安全衛生特別教育規程)により、事業者は労働者を加工物の表面の研削や研磨又は切断などに使用する『自由研削用といし』の取替え又は取替え時の試運転の業務に就かせる時は、『その業務に係る特別教育を行わなければならない。』と義務付けられております。

建設業労働災害防止協会岩手県支部では事業者に代わって建設業でよく使われるグラインダを使って実際の作業に役立つ標記の特別教育を下記のとおり開催いたします。

つきましては、作業員を含め関係者を洩れなく受講させ、関係法令を遵守し、安全作業を遂行されますようお願いいたします。



**受講資格** 満18歳以上ならどなたでも受講できます。

#### 1. 開催日時・会場等 ※受講者の人数によっては中止になる場合もございます。

開催地区	開催日時	会場	定員
遠野	令和8年6月19日(金) 9:00~16:30	岩手県建設業協会遠野支部 (遠野市松崎町白岩字畑中6-3)	30名
盛岡	令和8年9月25日(金) 9:00~16:30	岩手県建設会館 (盛岡市松尾町17-9)	50名

#### 2. 講習料(税込)

区分	講習料	テキスト代	合計
会員	7,260円	748円	8,008円
非会員	7,260円	1,045円	8,305円

### 3. 講習科目

(学 科)	
(1) 自由研削盤、自由研削用といし、取付け具などに関する知識	2時間
(2) 自由研削用といしを取付け方法及び試運転の方法に関する知識	1時間
(3) 関係法令	1時間
(実 技)	
自由研削用といしを取付け方法及び試運転の方法	2時間以上
※ 自由研削用といしを取替え特別教育の学科及び実技の教育時間は、安全衛生特別教育規程第2条により上記のとおりとなっております。	

### 4. 申込方法等 (重要)

- (1) 所定の申込用紙(特別教育・安全衛生教育等講習申込書)に必要事項を記入し、建設業労働災害防止協会岩手県支部に郵送して下さい。  
申込書には6ヶ月以内に撮影した上三分身、脱帽の写真(タテ3cm×ヨコ2.5cm)1枚を必ず添付して下さい。不備がありますと、受け付けられませんのでご注意ください。
- (2) 講習料は受講票が到着次第、指定の銀行口座に振込みをお願いします。
- (3) キャンセルの取扱いについて、講習会開催日の7日前までの場合は、講習料から振込手数料を差し引き返金いたします。  
(それ以降のキャンセルについては講習料の返金はできません。)
- (4) 申込みは先着順で受付、定員になり次第締切りとします。

### 5. その他

- (1) 修了証は所定の時間どおり全科目を受講した適性者に対して交付します。ただし、遅刻をしますと修了証の交付はできなくなる場合があります。講習開始10分前までに受付を済ませて下さい。
- (2) 講習日は受講票、筆記用具を持参して下さい。なお、実技があるため作業服にて受講して下さい。
- (3) 昼食は、各自用意して下さい。

### 6. 申込み・問合せ先

建設業労働災害防止協会岩手県支部  
〒020-0873 盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館3階  
TEL:019-623-4411 FAX:019-653-6113

<自由研削>